

社債権者集会招集通知
(兼 社債権者集会参考書類)

2026年1月15日

株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の社債権者各位

株式会社日新

株式会社日新（以下「当社」といいます。）は、当社が2024年8月29日に発行した総額100億円の株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP367440AQ82）（以下「本社債」といいます。）について、下記のとおり本社債の社債要項に定める償還価額並びに償還及び利息支払の期限の条件変更（具体的な内容は下記3.に記載するところであり、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催いたしますので、ご本人又は代理を行う社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面による議決権行使ができます。書面による議決権行使を行う場合には、下記手続をご参照のうえ、2026年2月10日（火）（当日午後3時必着）までに議決権行使書面（別紙1）を当社まで郵送にてご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時：2026年2月12日（木）午前10時

2. 場所：東京都千代田区麹町一丁目6番4号

株式会社日新 東京本社（住友不動産半蔵門駅前ビル6階）604会議室

3. 本社債権者集会の目的事項及び議案の内容

目的事項：本社債の社債要項の一部を変更する件

議案の内容：本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

（下線は変更部分）

変更前	変更後
6. 債還価額 各社債の金額100円につき金 <u>100</u> 円	6. 債還価額 各社債の金額100円につき金 <u>101.35391</u> 円
10. 債還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2027年 <u>8</u> 月 <u>27</u> 日にその総額を償還する。	10. 債還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2026年 <u>3</u> 月 <u>25</u> 日にその総額を償還する。
11. 利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年2月27日を第1	11. 利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年2月27日を第1

<p>回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月27日および8月27日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月27日および8月27日の2回に各々その日までの前半か年分を支払うものとし、<u>2026年2月28日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>
--	---

(提案の理由)

2025年9月12日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む議案について、2025年9月12日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決され、その結果、2025年10月15日をもって当社の普通株式は上場廃止となり、本株式併合の効力発生日である2025年10月17日付で、当社の株主は株式会社BCJ-98及び日新商事株式会社の二社のみとなり、その後、当社は株式会社BCJ-98の完全子会社となりました（以下「本非公開化」といいます。）。

当社が、本非公開化に伴い、本社債について現在の償還期限に先立って償還を実施すべく、社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、本社債における変更後の償還金額は、本社債の変更前の償還金額に、変更前の本社債の償還期限までの利息相当額を加算して算出しております。

4. 本社債権者集会の開催及び運営

(1) 議決権行使に先立つ86条証明書の提示手続について

本社債権者集会の議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第86条第1項及び第2項に従い、本社債権者集会の1週間前（2026年2月4日（水）必着）までに、振替法第86条第3項の規定による証明書（以下「86条証明書」といいます。）を、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関にてご発行いただいた上で、当社にご提示いただく必要があります。

手続の詳細については、下記「5.『86条証明書』の提示手続のご案内」をご参照ください。

(2) 本社債権者集会の決議について

本社債権者集会に出席した議決権者（議決権を行使することができる社債権者をいいます。以下同じ。）及び書面によって議決権行使した議決権者の議決権の総数の2分の1を超える議決権を有する者の同意を得ることにより、議案は可決されます（会社法第724条第1項）。なお、会社法第724条第2項の規定に準じて、定足数は定めません。

また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

5. 「86条証明書」の提示手続のご案内

本社債権者集会における議決権行使にあたりましては、振替法第86条第1項及び第2項に従い、本社債権者集会の1週間前（2026年2月4日（水）（必着））までに、86条証明書を、当社にご提示いただく必要がありますので、同日までに、預り証発行依頼書（別紙2）とともに郵送にてご送付ください。ご提出いただいた86条証明書は当社において本社債権者集会終了までの間お預かりし、「預り証」を発行いたします。本社債権者集会にご出席の際は、「預り証」（原本）をご提示ください。「預り証」（原本）のご提示をもって、86条証明書の提示があつたものとみなします。

* : 86 条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本社債について譲渡、買入その他の処分はできません。

(1) 提示される場合にご持参いただく書類

- ① 86 条証明書 (原本)
- ② 預り証発行依頼書 (別紙 2。印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。)
- ③ 履歴事項全部証明書 (法人の場合) 及び印鑑証明書 (本社債権者集会開催日の前 3 ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。)

(2) ご送付先

東京都千代田区麹町 1-6-4
株式会社日新 経理部財務課

(3) ご提示期限

2026 年 2 月 4 日 (水) (必着)

(4) 86 条証明書について

本社債権者集会のためにご提示いただく 86 条証明書の発行については、社債権者様において、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関に直接ご請求いただく必要がございます。当社においては、86 条証明書の取得手続についてお答えすることはできません。86 条証明書の発行には時間を要することがありますので、ご注意ください。

6. 議決権行使手続のご案内

(A) 事前に書面にて議決権行使される場合

本社債権者集会の当日のご出席に代えて、書面による議決権行使を行うことができます。

(1) ご提出書類

- ① 議決権行使書面 (別紙 1)
議決権行使書面 (別紙 1) に本議案についての賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。
- ② 履歴事項全部証明書 (法人の場合) 及び印鑑証明書
本社債権者集会開催日の前 3 ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。
- ③ 預り証 (原本)
確認後、預り証発行依頼書 (別紙 2) に記載された住所へ返送いたします。
上記 5.記載の議決権行使に先立つ 86 条証明書のご提示を書面による議決権行使と併せて行うことをご希望の場合は、預り証 (原本) に代えて、86 条証明書 (原本) 及び預り証発行依頼書 (別紙 2) をご提出いただくことも可能であり、その場合には、確認後、当社より、預り証を預り証発行依頼書 (別紙 2) に記載された住所へ返送いたします。但し、その場合には、上記 5.(3)記載の 86 条証明書のご提示期限である 2026 年 2 月 4 日 (水) (必着) までに、郵送にてお送りください。

(2) ご送付先

東京都千代田区麹町 1-6-4

株式会社日新 経理部財務課

(3) ご提出期限

2026年2月10日（火）午後3時必着

(4) 86条証明書の返却手続

本社債権者集会の日の翌日以降に、郵送にて預り証発行依頼書（別紙2）に記載されたご連絡先へお送りいたします。

*：86条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本社債について譲渡、質入その他の処分はできません。

(5) ご留意事項

- ① 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。但し、議決権行使の内容が異なる各議決権行使書面（別紙1）の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面（別紙1）に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取り扱うことといたします。
- ② 各議案についての賛・否・不統一行使の記載欄に記載がない議決権行使書面（別紙1）が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ③ 議決権行使書面（別紙1）に記載されている議決権の額と本社債権者集会の開催日の保有金額（86条証明書の記載金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱うことといたします。

(B) 社債権者集会に出席して議決権を行使される場合

本社債権者集会当日に、以下の書類をご持参願います。

(1) 出席される場合にご持参いただく書類

- ① 預り証（原本）
- ② 委任状（別紙3。代理人様がご出席される場合のみ。）
印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。
- ③ 本人確認書類
 - ・社債権者様が法人の場合、来場される当該法人の役職員様の社員証又は名刺（2枚）
 - ・社債権者様が個人の場合、社債権者様ご本人の運転免許証等、公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類
 - ・代理人様がご出席される場合は、代理人様の本人確認書類をご用意ください。
- ④ 議決権行使書面（別紙1）
議決権行使書面（別紙1）に本議案についての賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。
- ⑤ 印鑑証明書
本社債権者集会開催日の前3ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。

(2) 86条証明書の返却手続

本社債権者集会の終了時に、受付にて預り証（原本）と引換えにご返却させていただきます。但し、上記方法にてご返却できない場合は、本社債権者集会の日の翌日以降に、郵送にて預り証発行依頼書（別紙2）に記載された住所へお送りいたします。

*：86条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本社債について譲渡、買入その他の処分はできません。

7. 議決権の不統一行使時の注意事項

議決権の不統一行使を行われる場合には、ご出席の如何にかかわらず、会社法第728条第1項に従い、2026年2月8日（日）（必着）までに、次のとおり、必要書類を当社に郵送にてご送付ください。

（1）ご提出書類

- ① 議決権の不統一行使について（通知）（別紙4）
印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。
- ② 履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書
本社債権者集会開催日の前3ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。

（2）ご送付先

東京都千代田区麹町1-6-4
株式会社日新 経理部財務課

（3）ご提出期限

2026年2月8日（日）（必着）又は事前に書面にて議決権行使されるときのいずれか早い日まで

（4）ご留意事項

- ① 会社法第728条第2項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない社債権者の議決権の不統一行使はお断りさせていただきます。
- ② 議案に対する賛否の議決権の額の合計額が議決権の額（保有する社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は、不行使として取り扱うことといたします。

<ご参考>
本社債権者集会に関する事務手続日程

手 続	日 程	備 考
86条証明書の発行手続	下記の提示期限までに提示いただけよう86条証明書の発行に係るお手続をお願いいたします。	上記「5.『86条証明書』の提示手続のご案内」の(4)をご参照のうえ、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関にお問い合わせください。
86条証明書の提示	2026年2月4日（水）（必着）	上記「5.『86条証明書』の提示手続のご案内」をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
議決権の不統一行使通知（別紙4）の提出 ※希望される場合のみ	2026年2月8日（日）（必着）	上記「7.議決権の不統一行使時の注意事項」をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
書面による議決権行使（当社への議決権行使書面（別紙1）の送付） ※希望される場合のみ	2026年2月10日（火）（必着）午後3時まで	上記「6.議決権行使手続のご案内(A)」をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権行使するには、上記の預り証（原本）のご送付が必要となりますので、ご注意ください。
本社債権者集会への出席及び議決権行使	2026年2月12日（木）	上記「6.議決権行使手続のご案内(B)」をご参照のうえ、必要書類をご持参ください。なお、議決権行使するには、上記の預り証（原本）のご提示が必要となりますので、ご注意ください。

本社債権者集会に関するお問い合わせ先：

東京都千代田区麹町1-6-4
株式会社日新 経理部財務課

電話：03-3238-6636

受付時間：午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日を除く)

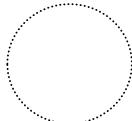
E-mail：bondholdersmeeting@nissin-tw.com

議決権行使書面

2026年 月 日

招集者兼社債発行会社
株式会社日新 御中

社債権者



住所：
氏名・商号：
代表者名：
預り証の番号：

(実印)

(代理人により当日ご出席の場合)

代理人住所：
代理人氏名：

※代理人により当日ご出席の場合は、委任状を必ずご持参ください。

2026年2月12日に開催される株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）(ISINコード：JP367440AQ82)（以下「本社債」といいます。）に係る社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）の下記議案につき、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。なお、延期により延会又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

記

- 議案 社債の要項の一部を変更する件
- 行使する議決権の額 _____円（保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○をご記載ください。）

賛・否

なお、不統一行使を行う場合は、上記の賛否には○をせず、以下の「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をして裏面の「議決権の不統一行使の内容」をご記入ください。

裏面記載のとおり不統一行使を行う



＜議決権の不統一行使の内容＞

	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
議案	億円	億円	億円

(不統一行使の内容の記載における注意事項)

- 表面「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面記載のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入ください。○がない場合は、裏面の記載内容は全て無効とさせていただきます。
- 議案に対する賛否の議決権の額の合計額が議決権の額（保有する社債の元本総額）を下回った場合は、当該差額分は、不行使として取り扱うことといたします。

以 上

(留意事項)

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面をご持参ください。
- ※ 当日ご出席願えない場合は、この議決権行使書面に社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名（法人の場合）、預り証の番号、行使する議決権の額及び議決権行使の内容をご記入いただき、印鑑証明書で証明されるご実印をご捺印の上、履歴事項全部証明書（法人の場合）、印鑑証明書及び預り証の原本と併せて、2026年2月10日（火）午後3時（必着）までに、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載の宛先まで郵送にてご提出ください（もっとも、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載のとおり、議決権行使に先立つ86条証明書（社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項に規定する証明書。以下同じ。）のご提示を本書による議決権行使と併せて行うことをご希望の場合は、預り証に代えて、86条証明書（原本）及び「預り証発行依頼書」をご提出いただくことも可能です。但し、その場合には、86条証明書のご提示期限である2026年2月4日（水）（必着）までに郵送にてお送りください。）。なお、既に履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書をご提出いただいている場合には、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書を重ねてご提出いただく必要はございません。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。但し、議決権行使の内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取り扱うことといたします。
- ※ 各議案についての賛・否不統一行使の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ 表面「2. 行使する議決権の額」に記載されている議決権の額と本社債権者集会の開催日の保有金額（86条証明書の記載金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱うことといたします。
- ※ 議決権の不統一行使を行う場合には、2026年2月8日（日）（必着）までに、別紙4「議決権の不統一行使について（通知）」を、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載の必要書類と併せて、同通知記載の宛先まで、郵送にてご提出ください。

別紙2

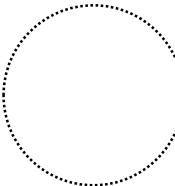
預り証発行依頼書

2026年 月 日

社債発行会社
株式会社日新 御中

社債権者
住所：
氏名・商号：
代表者名：

(実印)



株式会社日新が2024年8月29日に発行した株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP367440AQ82）（以下「本社債」といいます。）につき、社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項の規定による証明書（以下「86条証明書」といいます。）_____通（内容：額面総額合計_____億円）を受領の上、本社債の社債権者集会（延期により延会又は続行により継続会となった場合を含みます。以下「本社債権者集会」といいます。）における議決権行使の前提書類としてお預りいただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

また、本社債権者集会の決議がなされた場合又は本社債権者集会の開催が取止めとなった場合には、速やかに86条証明書をご返却くださいますようお願いいたします。
なお、預り証及び86条証明書を郵送にて送付する際は、下記ご連絡先へ送付をお願いいたします。

記

<ご連絡先>

氏名・商号	
住所	
電話番号	
担当部署	
担当者名	

以上

委任状

社債権者集会招集者
株式会社日新 御中

私は、_____を代理人と定め、私の所有する株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP367440AQ82）につき、下記の権限を委任します。

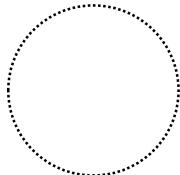
1. 2026年2月12日開催の株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP367440AQ82）の社債権者集会（延期により延会又は続行により継続会となった場合を含む。）に出席し、議決権を行使すること。
2. 復代理人の選任。
3. その他上記に関連して代理人が必要と認める一切の行為を行うこと。

以上

2026年 月 日

議決権の額 円

（社債権者）
住所：
氏名・商号：
代表者名：
預り証番号：



（実印）

別紙4

議決権の不統一行使について（通知）

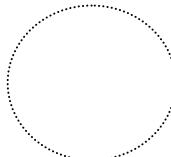
2026年 月 日

招集者兼社債発行会社
株式会社日新 御中

社債権者

住所：
氏名・商号：
代表者名：
預り証の番号：

(実印)



2026年2月12日に開催される株式会社日新第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP367440AQ82）の社債権者集会（延期により延会又は続行により継続会となった場合を含む。）において、会社法第728条第1項に基づき、下記の通り議決権を不統一行使（一部行使を含む。）する場合がありますので通知いたします。

記

1. 議決権不統一行使の理由

2. 議決権不統一行使の方法

議決権行使書面の「議決権行使の不統一行使の内容」に記載する。

以上

（留意事項）

- ※ 議決権の不統一行使を行う場合には、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、2026年2月8日（日）（必着）又は事前に書面にて議決権行使されるときのいずれか早い日までに、本通知書を、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書（社債権者集会開催日の前3ヶ月以内の発行日のもの）とともに、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載の宛先まで郵送にてご提出ください。なお、既に履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書をご提出いただいている場合には、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書を重ねてご提出いただく必要はございません。
- ※ 会社法第728条第2項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない社債権者の議決権の不統一行使はお断りさせていただきます。